

平成14年度国立大学法人化後の各大学に共通 する課題解決プロジェクト・チーム報告

開催状況

- 第1回 平成14年11月8日 (京都大学附属図書館)
- 第2回 平成14年12月25日 (京都大学附属図書館)
- 第3回 平成15年2月7日 (東京大学附属図書館)
- 第4回 平成15年3月13日 (東京大学附属図書館)
- 第5回 平成15年4月4日 (京都大学附属図書館)

活動内容

(1) 文献複写料金の予算整理制度の見直し

1) 国立大学の法人化にともない、これまで文部科学省が行ってきた国立大学等間の文献複写料金に関する予算整理業務が廃止される。平成16年度の業務を円滑に行うためには、暫定的な措置として各国立大学間で個別に決済業務を行う方法が有効である。

現行の予算整理制度に替わる全体的な決済方法については、法人化後の会計制度及び財務会計システムの実施状況を踏まえ、引き続き検討する。

2) 国立大学間の決済業務を効率的に行うためには、各大学で法人化後の財務会計システムと関連して導入が検討されているファームバンキングシステムの利用が有効である。

3) このため、国立情報学研究所に「複写データ処理センター」の業務継続と併せて、ファームバンキングシステムで用いられる全銀協共通フォーマットによるデータ提供の可能性を打診した。

4) また、各加盟館に対し、ファームバンキングシステム導入の予定、全銀協フォーマットへの対応等に関するアンケート調査を実施した。

(2) 文献複写料金の統一料金設定の問題について

事業者相互の話し合いで統一料金を設定することは独占禁止法との関係で難しいため、法人化後の文献複写料金の設定は、各大学が個々に定めるのが適切である。

(3) 文献複写料金前払い及び同料金徴収猶予制度の見直し

法人化後の各大学の文献複写料金を含む各種料金の徴収方法は、各大学の方針による。法人化後に現在の徴収猶予制度と同様な料金後払いを踏襲しても国立大学法人会計法上も問題はない。

(4) その他

1) 文献複写料金にかかる消費税の問題

文献複写一件毎が消費税の対象となる。納税時に会計担当者が税額を算出し、納税することになる。

2) 各大学における文献複写料金の算出方法の問題

『相互貸借の推進方策調査研究班報告』(昭和63年 国大図協)「第部 電子複写料金の改定」を参考に、大規模大学及び中規模大学での算出例を添付した。